

令和3年度

# 姫路の下水道と河川

## 事業概要

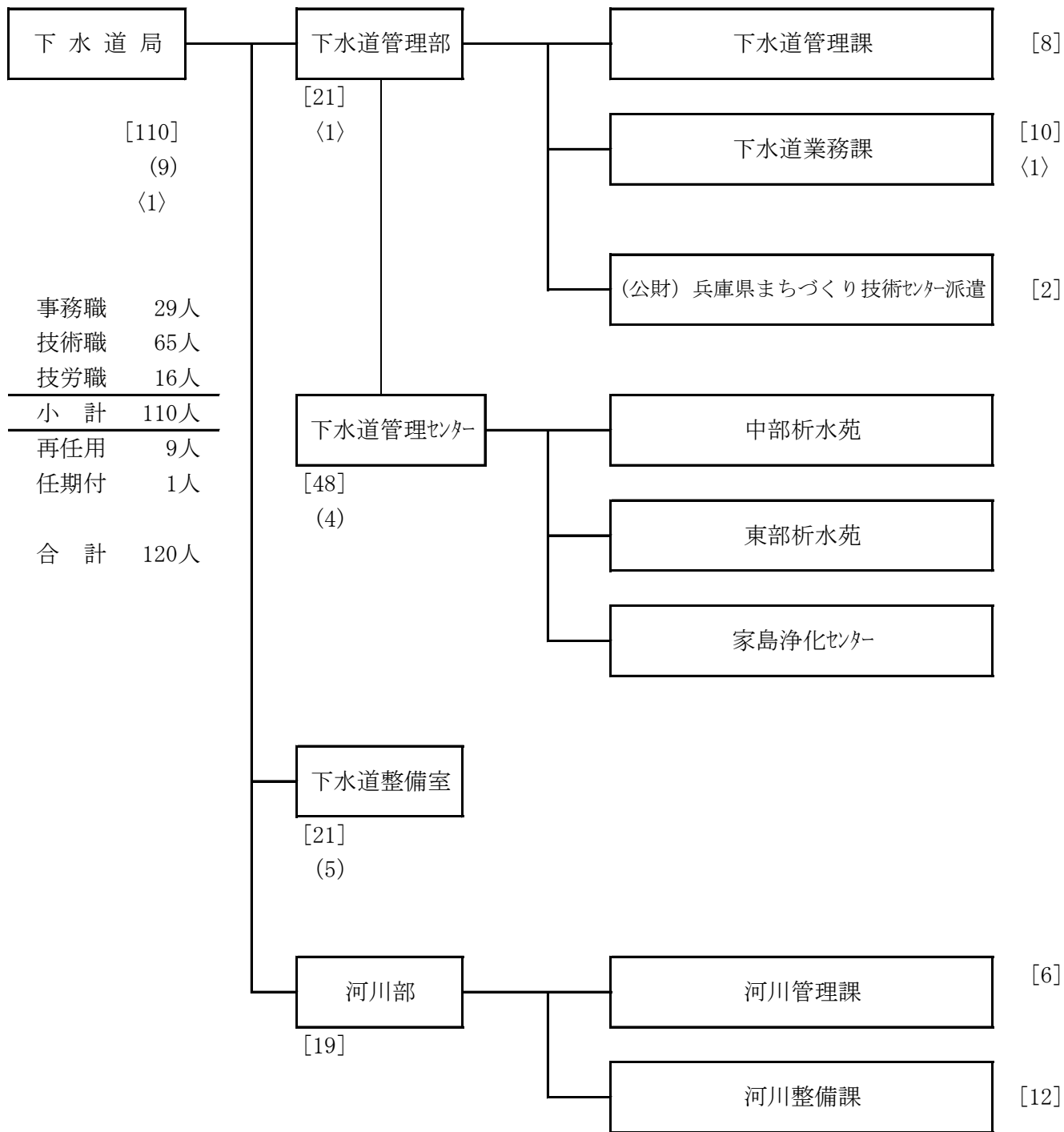
姫路市下水道局

## 目 次

1	下水道局の組織	1
2	下水道局事務分掌	2
3	下水道事業の概要	
(1)	令和3年度 下水道事業会計予算	3
(2)	公共下水道事業	
①	下水道整備計画の概要	5
②	令和3年度 建設改良事業の概要	6
③	下水道普及状況	7
④	水洗化普及奨励事業の概要	7
⑤	受益者負担金制度、下水道事業分担金制度及び 都市計画下水道事業区域外流入分担金制度	9
⑥	下水道使用料	11
⑦	施設の概要	12
(3)	コミュニティ・プラント事業	
①	コミュニティ・プラント整備概要	13
②	令和2年度 建設改良事業の概要	13
③	コミュニティ・プラント普及状況	13
④	コミュニティ・プラント事業分担金制度	13
⑤	コミュニティ・プラント使用料	14
⑥	コミュニティ・プラント施設の概要	14
(4)	集落排水事業	
①	集落排水処理施設整備概要	15
②	令和3年度 建設改良事業の概要	15
③	集落排水普及状況	15
④	集落排水事業分担金制度	15
⑤	集落排水処理施設使用料	15
⑥	集落排水処理施設の概要	16
(5)	集排・コミプラの公共下水道への接続について	17
4	河川事業の概要	
(1)	令和3年度 歳入歳出予算（一般会計）	18
(2)	令和3年度 主要事業計画	19
(3)	準用河川及び普通河川指定一覧表	20
(4)	法定河川一覧表	21

# 1 下水道局の組織

(令和3年4月1日現在)



※[ ]内数字は一般職員数、( )内数字は再任用職員数、< >は任期付短時間勤務職員数

## 2 下水道局事務分掌

### ○下水道管理部

#### ●下水道管理課

- ・公共下水道事業、コミュニティ・プラント事業及び集落排水事業の経営及び会計に関すること。
- ・下水道局の分掌事務に係る工事、設計等（営繕課に依頼するものを除く。）の入札業者の指名に関すること（姫路市建設工事入札参加者審査委員会で審議された指名競争入札に限る。）。
- ・揖保川流域下水道事業に関すること。
- ・下水道管理センターに関すること。

#### ●下水道業務課

- ・公共下水道事業、コミュニティ・プラント事業及び集落排水事業の受益者負担金、分担金及び使用料に関すること。
- ・皮革関連産業排水の浄化に係る施策に関すること。
- ・水洗便所の普及及び促進に関すること。
- ・公共下水道、コミュニティ・プラント及び集落排水に接続する排水設備の設置、管理等の指導等に関すること。

### ○下水道管理センター

- ・公共下水道の管渠の維持修繕その他管理に関すること。
- ・公共下水道に係る財産管理及び占用更新に関すること。
- ・前処理施設の管理運営に関すること。
- ・前処理施設に接続する前前処理施設の設置、管理等の指導及び監視に関すること。
- ・公共下水道の終末処理場、前処理場及びポンプ施設の設置及び改良に関すること。
- ・事業用地の取得に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- ・析水苑及び家島浄化センターに関すること。
- ・コミュニティ・プラント及びそのポンプ施設の設置、管理及び改良に関すること。
- ・集落排水施設及びそのポンプ施設の設置、管理及び改良に関すること。
- ・中部析水苑メガソーラー発電所の管理運営に関すること。

### ○下水道整備室

- ・公共下水道の整備（他の機関の実施に係るものを含む。）に係る調査、計画及び調整に関すること。
- ・公共下水道、コミュニティ・プラント及び集落排水の排水管渠、公共ますの敷設及び改良に関すること。
- ・コミュニティ・プラント施設及び集落排水施設の公共下水道への接続・統合に関すること。
- ・市街化区域の浸水対策に係る調査、計画及び整備に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- ・開発行為の下水道に係る指導に関すること。

### ○河川部

#### ●河川管理課

- ・準用河川の管理に関すること。
- ・法定外河川の占用許可等の機能管理に関すること。
- ・開発行為の準用河川及び法定外河川に係る指導に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

#### ●河川整備課

- ・準用河川及び法定外河川の改修等に関すること。
- ・河川用地等の取得に関すること。
- ・開発行為の準用河川及び法定外河川に係る指導に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- ・河川事業に係る調査及び計画に関すること。
- ・浸水対策に係る調査、計画及び整備に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

### 3 下水道事業の概要

#### (1) 令和3年度 下水道事業会計予算

収益的収入及び支出

〔収入〕

〔支出〕

(単位：千円)

款・項・目	金額	款・項・目	金額
<b>下水道事業収益</b>	<b>18,436,782</b>	<b>下水道事業費用</b>	<b>18,112,975</b>
<b>営業収益</b>	<b>11,418,457</b>	<b>営業費用</b>	<b>16,217,827</b>
下水道使用料	9,585,920	管渠費	639,740
国庫補助金	1,600	ポンプ場費	148,359
県補助金	47,971	処理場費	1,522,626
他会計負担金	1,688,571	前処理場費	1,038,618
受託事業収益	38,196	流域下水道維持管理経費	935,718
その他営業収益	56,199	流域下水汚泥処理事業維持管理経費	1,669,108
<b>営業外収益</b>	<b>7,017,125</b>	普及促進費	3,139
他会計負担金	2,708,685	業務費	312,165
他会計補助金	643,071	総係費	222,701
長期前受金戻入	3,634,424	水洗便所普及奨励事業費	2,730
雑収益	30,945	減価償却費	9,658,601
<b>特別利益</b>	<b>1,200</b>	資産減耗費	64,322
過年度損益修正益	1,200	<b>営業外費用</b>	<b>1,894,148</b>
		支払利息及び企業債取扱諸費	1,680,908
		消費税及び地方消費税	213,240
		<b>特別損失</b>	<b>1,000</b>
		過年度損益修正損	1,000
<b>コミュニティ・プラント事業収益</b>	<b>797,420</b>	<b>コミュニティ・プラント事業費用</b>	<b>791,663</b>
<b>営業収益</b>	<b>210,089</b>	<b>営業費用</b>	<b>777,369</b>
コミュニティ・プラント使用料	210,081	処理場費	221,052
その他営業収益	8	業務費	7,243
<b>営業外収益</b>	<b>587,331</b>	総係費	23,818
受取利息及び配当金	14	減価償却費	523,256
他会計補助金	221,339	資産減耗費	2,000
長期前受金戻入	365,974	<b>営業外費用</b>	<b>14,194</b>
雑収益	4	支払利息及び企業債取扱諸費	12,694
		消費税及び地方消費税	1,500
		<b>特別損失</b>	<b>100</b>
		過年度損益修正損	100
<b>集落排水事業収益</b>	<b>551,118</b>	<b>集落排水事業費用</b>	<b>546,366</b>
<b>営業収益</b>	<b>171,643</b>	<b>営業費用</b>	<b>486,548</b>
集落排水処理施設使用料	171,642	処理場費	169,165
その他営業収益	1	業務費	5,480
<b>営業外収益</b>	<b>379,475</b>	総係費	27,150
他会計負担金	206,224	減価償却費	283,753
他会計補助金	38,093	資産減耗費	1,000
長期前受金戻入	135,158	<b>営業外費用</b>	<b>59,718</b>
		支払利息及び企業債取扱諸費	57,702
		消費税及び地方消費税	2,016
		<b>特別損失</b>	<b>100</b>
		過年度損益修正損	100
		<b>予備費</b>	<b>32,000</b>
		予備費	32,000
		予備費	32,000
<b>合 計</b>	<b>19,785,320</b>	<b>合 計</b>	<b>19,483,004</b>

資本的収入及び支出

〔収入〕

〔支出〕

(単位：千円)

款・項・目	金額	款・項・目	金額
<b>下水道事業資本的収入</b>	<b>12,172,287</b>	<b>下水道事業資本的支出</b>	<b>18,418,785</b>
企業債	5,313,400	建設改良費	8,802,795
建設企業債	5,313,400	施設整備費	8,312,247
国庫補助金	2,778,455	流域下水道事業建設負担金	163,314
国庫補助金	2,778,455	流域下水汚泥処理事業建設負担金	327,171
他会計出資金	3,987,987	その他建設負担金	63
他会計出資金	3,987,987	企業債償還金	9,608,440
分担金及び負担金	37,120	企業債償還金	9,608,440
分担金	5,760	水洗化等資金貸付金	7,550
負担金	31,360	貸付金	7,550
その他資本的収入	55,325		
その他資本的収入	55,325		
<b>コミュニティ・プラント事業資本的収入</b>	<b>484,893</b>	<b>コミュニティ・プラント事業資本的支出</b>	<b>707,215</b>
企業債	384,000	建設改良費	580,000
建設企業債	384,000	施設整備費	580,000
他会計出資金	96,033	企業債償還金	127,215
他会計出資金	96,033	企業債償還金	127,215
分担金及び負担金	4,860		
分担金	4,860		
<b>集落排水事業資本的収入</b>	<b>271,652</b>	<b>集落排水事業資本的支出</b>	<b>419,300</b>
企業債	9,700	建設改良費	47,766
建設企業債	9,700	施設整備費	47,766
国庫補助金	15,000	企業債償還金	371,534
国庫補助金	15,000	企業債償還金	371,534
他会計出資金	244,592		
他会計出資金	244,592	予備費	7,000
分担金及び負担金	2,360	予備費	7,000
分担金	2,360	予備費	7,000
<b>合 計</b>	<b>12,928,832</b>	<b>合 計</b>	<b>19,552,300</b>

資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額6,623,468千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額366,092千円、減債積立金30,000千円、過年度分損益勘定留保資金846,177千円及び当年度分損益勘定留保資金5,381,199千円で補填するものとする。

## (2) 公共下水道事業

### ① 下水道整備計画の概要

下水道は、汚水の排除と水洗化による生活環境の改善及び浸水の防除を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資することを目的としている。

本市の下水道整備計画は、市域を7つの処理区に区分し、それぞれの処理区に終末処理場を設置し、都市計画区域及び都市計画区域外を含む全処理区で12,404haを整備することを目標としている。

#### 処理区別計画面積、人口及び汚水量

(令和3年4月1日現在)

処理区	全 体 計 画				現 在 処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	摘 要
	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)		
大 塩 姫路市分	613	19,700	11,500	16,500	16,500	処理能力は高砂市含む
東 部	1,991	62,200	53,700	56,000	56,000	
中 部	6,545	313,500	215,000	220,000	220,000	
揖保川 姫路市分	2,549	74,300	48,600	50,400	40,800	県営揖保川流域下水道 事業関連公共下水道
家 島	78	2,000	1,030	1,430	2,860	
置塩北	—	—	—	—	1,500	全体計画上は中部処理区 に統合
香 寺	554	15,700	6,110	8,000	8,000	
上菅・蒔野	74	2,200	1,060	3,360	3,360	
合 計	12,404	489,600	337,000	355,690	349,020	

## ② 令和3年度 建設改良事業の概要

- 下水道管渠等の整備 5,190,987千円  
下水道管更生工事、雨水幹線整備工事、調整池整備工事、污水管整備 等
- 処理場・ポンプ場の整備 3,433,360千円
  - (1) 処理場の整備 1,636,710千円  
中部・東部・家島等の各処理場の整備
  - (2) 前処理場の整備 330,500千円  
高木・四郷・福井等の各前処理場の整備
  - (3) ポンプ場の整備 1,466,150千円  
八家川第五、的形東等の各ポンプ場の整備
- 事業事務費 315,666千円
- 流域下水道事業の整備負担金 163,314千円
- 流域下水汚泥処理事業の整備負担金 327,171千円
- 大阪湾広域臨海環境整備センターの建設負担金 63千円



### ③ 下水道普及状況

(令和3年4月1日現在)

全市人口 (外国人を含む) (人)	処理人口 (人)	水洗化人口 (人)
532,637	495,190	485,018
	人口普及率 (%)	水洗化率 (%)
	93.0	97.9
全市面積 (ha)	計画面積 (ha)	処理面積 (ha)
53,435	12,404	10,836

### ④ 水洗化普及奨励事業の概要

下水道は、各家庭が水洗化することによって生活が衛生的で快適になり、初めてその効果が発揮されるものであり、下水道を整備することと一体をなすものである。そこで、下水道法では処理区域になると供用開始日から3年以内にくみ取便所を水洗便所に改造することを義務付けているので、これに対応するため、本市では、下水道法の規定に従った水洗化の促進策として、次の施策を実施している。

#### ア 水洗便所改造資金貸付制度

くみ取便所を水洗便所に改造しようとする場合（浄化槽を撤去するための改造を含む。）に改造資金の貸付けを行う。

- ・貸付金額・・・・・・・・ 1設備につき450,000円以内
- ・利 息・・・・・・・・ 無 利 息
- ・返済方法・・・・・・・・ 貸付けを受けた月の翌月から30か月均等払い

#### イ 生活雑排水排水設備整備資金貸付制度

便所は既に水洗化済みの家屋で、生活雑排水を公共下水道、集落排水処理施設又はコミュニティ・プラントに接続しようとする場合に要する整備資金の貸付けを行う。

- ・貸付金額・・・・・・・・ 1工事につき400,000円以内
- ・利 息・・・・・・・・ 無 利 息
- ・返済方法・・・・・・・・ 貸付けを受けた月の翌月から30か月均等払い

#### ウ 私道への公共下水道敷設制度

公衆の用に供されている私道で一定の要件（幅員 1.2m以上、公道に面する家屋を除き2戸以上等）を満たす場合は、申請により市が私道に公共下水道を敷設する。

#### エ 共同排水管渠敷設助成制度

日常公衆の用に供されている私道等で、2戸以上が共同で利用する排水管渠を敷設する場合に市が工事費の一部を助成する。

- ・助成内容・・・・・・・・ 助成額は基準工事費（市が定めた工事費）の60%以内

オ 共同排水管渠敷設に係る地下埋設物移設助成制度

前記エで管渠を敷設する場合で支障物件の移設に係る費用の一部を助成する。

カ 被保護世帯水洗化助成制度

生活扶助受給者で自己の居住する家屋を所有している者が、水洗便所に改造する場合に予算の範囲内で市長が認める額を助成する。

キ 未水洗家屋実態調査等委託業務

公共下水道の供用開始後3年を経過した下水道未接続家屋を戸別訪問し、水洗化啓発及び未接続理由等の調査を行う。集落排水処理区域及びコミュニティ・プラント処理区域の公共ます設置済みの未水洗家屋も対象とする。

水洗化普及奨励事業の状況

区分 年度	水洗便所改造 資金貸付状況		生活雑排水排水設備整備 資金貸付状況		私道への公共 下水道敷設決定状況		被保護世帯 水洗化助成状況		
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	戸数	件数	戸数	金額 (千円)
平成30年度	2	880	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	2	900	0	0	2	10	0	0	0
令和2年度	6	2,700	0	0	0	0	0	0	0

## ⑤ 受益者負担金制度、下水道事業分担金制度及び都市計画下水道事業区域外流入分担金制度

### ア 受益者負担金制度

都市計画事業として施行する下水道事業に要する費用の一部に充てるため、下水道の整備により利益を受ける土地の所有者等に建設財源の一部負担を求めている。

#### ・単位負担金額

第1負担区	1㎡当たり	200円
第2負担区	1㎡当たり	600円
第3負担区	1㎡当たり	500円

第1負担区・・・香寺町の編入の日の前日における姫路市の区域で、平成13年4月1日において市街化区域であった区域

第2負担区・・・香寺町の編入の日の前日における姫路市の区域で、平成13年4月1日において市街化調整区域であった区域

第3負担区・・・編入前の香寺町の区域

#### ・賦課対象の土地

第1負担区内は全ての土地、第2負担区内は現況が宅地である土地及び建築物の建築が可能な土地を対象としている。

第3負担区内の市街化区域内は全ての土地、市街化調整区域内は現況が宅地である土地及び建築物の建築が可能な土地を対象としている。

#### ・賦課時期

管渠の整備年度

#### ・納付方法

年2回（8月、2月）の3年分割又は一括納付  
一括納付の場合は、報奨金制度有り

#### ・賦課猶予制度及び減免制度

賦課猶予（第1負担区内の田、畑、山林等）及び減免（学校用地、老人ホーム、保育所、墓地、高压線下の用地で建造物の築造が禁止されている土地、集会所等）を申請に基づき行っている。

### イ 下水道事業分担金制度

都市計画区域外の下水道事業に要する費用の一部に充てるため、下水道の整備により利益を受ける土地の所有者等に建設財源の一部負担を求めている。

#### ・分担金の額

家島町区域・・・公共下水道のます1つにつき 122,000円  
夢前町区域・・・公共下水道のます1つにつき 240,000円

#### ・賦課対象者

新たに公共ますを設置して、公共下水道に下水を排除する者

#### ・賦課時期

公共ますを設置するときなど

#### ・納付方法

一括納付のみ

## ウ 都市計画下水道事業区域外流入分担金制度

都市計画事業として施行する下水道事業に要する費用の一部に充てるため、姫路市公共下水道事業の事業計画で定める計画区域の外の区域から公共下水道の排水施設に汚水を排除しようとする土地の所有者等に建設財源の一部負担を求めている。

### ・単位負担金額

第1負担区	1㎡当たり	200円
第2負担区	1㎡当たり	600円
第3負担区	1㎡当たり	500円

第1負担区・・・香寺町の編入の日の前日における姫路市の区域で、平成13年4月1日において市街化区域であった区域

第2負担区・・・香寺町の編入の日の前日における姫路市の区域で、平成13年4月1日において市街化調整区域であった区域

第3負担区・・・編入前の香寺町の区域

### ・賦課対象の土地

新たに公共ますを設置して、公共下水道に下水を排除しようとする土地の所有者

### ・賦課時期

公共ますを設置するときなど

### ・納付方法

一括納付のみ

## ⑥ 下水道使用料

### 料金表

#### ア 公共下水道使用料

[1戸（箇所）1月につき]

区 別	種 別	基 本 使 用 料		従量使用料（1m <sup>3</sup> 増すごとにつき）	
		使用水量	金 額	使 用 水 量	金 額
処 理 区 域	一 般 汚 水	—	860 円	10m <sup>3</sup> まで	17 円
				10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで	136 円
				20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	172 円
				30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	202 円
				50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	227 円
				100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで	252 円
				200m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> まで	316 円
				500m <sup>3</sup> を超え 1,000m <sup>3</sup> まで	367 円
		1,000m <sup>3</sup> を超えるもの	385 円		
	公衆浴場汚水	100m <sup>3</sup> まで	1,429 円		14 円
未 処 理 区 域	一 般 汚 水	10m <sup>3</sup> まで	143 円		14 円
	公衆浴場汚水	100m <sup>3</sup> まで	952 円		10 円

※上記の表で計算した額に10%を加算する。（1円未満切捨て）

#### イ 前処理場使用料

処 理 区 域	前処理場処理汚水	10m <sup>3</sup> まで	2,000 円		200 円
	前処理場処理済汚水	10m <sup>3</sup> まで	500 円		50 円

※上記の表で計算した額に10%を加算する。（1円未満切捨て）

⑦ 施設の概要

(令和3年4月1日現在)

処 理 場 名	所 在 地	運転開始 年 月	現在処理 面積(ha)	現在処理 人口(人)	処理能力 <sup>1</sup> m <sup>3</sup> /日最大
大的析水苑	大塩町2018-27	H元.6	506	20,240	16,500
東部析水苑	白浜町丙585	S58.4	1,879	64,730	56,000
中部析水苑	飾磨区今在家1351-22	S54.4	5,779	312,165	220,000
家島浄化センター	家島町宮2144-85	H13.3	78	2,474	2,860
城山浄化センター	夢前町宮置284	H11.3	40	1,101	1,500
清水苑	香寺町犬飼200	H12.4	520	18,255	8,000
上菅処理場	夢前町護持6	H6.4	74	2,665	3,360
県営揖保川浄化センター	網干区興浜2093 他	S63.6	1,960	73,560	40,800 (106,750)
合 計			10,836	495,190	349,020 (398,470)
高木前処理場	花田町小川1126	S49.3	—	—	8,000
四郷前処理場	四郷町本郷242	S54.5	—	—	7,000
福井前処理場	網干区津市場211	S54.5	—	—	8,200
高木川西前処理場 (中継ポンプ場)	野里951-3	S61.2	—	—	3,200
実法寺混和槽	町田111	S43.10	—	—	5,700
その他 ポンプ場 36か所					

※1 大的析水苑は高砂市からの流入分を含む。県営揖保川浄化センターの( )内の数値は、たつの市、太子町、宍粟市からの流入分を見込んだ処理能力である。

### (3) コミュニティ・プラント事業

#### ① コミュニティ・プラント整備概要

コミュニティ・プラントは、汚水の排除と水洗化による生活環境の改善を図り、地域の活性化・発展及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資することを目的とし、夢前区域において5地区、安富区域において1地区を供用している。

#### ② 令和3年度 建設改良事業の概要

○ 施設整備 580,000千円

菅生潤コミプラ他改築工事等

#### ③ コミュニティ・プラント普及状況

(令和3年4月1日現在)

全市人口 (外国人を含む) (人)	処理人口 (人)	水洗化人口 (人)
532,637	14,629	14,116
	人口普及率 (%)	水洗化率 (%)
	2.7	96.5
全市面積 (ha)	計画面積 (ha)	処理面積 (ha)
53,435	322	322

#### ④ コミュニティ・プラント事業分担金制度

コミュニティ・プラント事業に要する費用の一部に充てるため、コミュニティ・プラントの整備により利益を受ける土地の所有者等に建設財源の一部負担を求めている。

##### ア 分担金の額

- ・夢前町区域・コミュニティ・プラントの公共ます1つにつき 240,000円
- ・安富町区域・コミュニティ・プラントの公共ます1つにつき 300,000円(住宅等)  
(建築物の用途につき300,000円から1,500,000円)

##### イ 賦課対象者

新たに公共ますを設置して、コミュニティ・プラントに汚水を排除する者

##### ウ 賦課時期

公共ますを設置するとき

##### エ 納付方法

一括納付のみ

⑤ コミュニティ・プラント使用料

公共下水道使用料と同じ

⑥ コミュニティ・プラント施設の概要

(令和3年4月1日現在)

処 理 場 名	所 在 地	運転開始 年 月	現在処理 面積(ha)	現在処理 人口(人)	処理能力 m <sup>3</sup> /日最大
菅生澗コミュニティ・プラント	夢前町菅生澗296番地	H2.4	49	3,003	4,372
寺コミュニティ・プラント	夢前町寺1942番地3	H4.4	37	1,709	2,269
古知コミュニティ・プラント	夢前町糸田198番地2	H11.4	39	2,315	3,714
置塩南コミュニティ・プラント	夢前町置本591番地6	H15.4	27	1,674	3,236
前之庄コミュニティ・プラント	夢前町前之庄3182番地6	H17.4	117	3,912	5,847
安志・長野コミュニティ・プラント	安富町長野234番地1	H16.4	55	2,016	1,471
合 計 (6地区)			324	14,629	20,909



#### (4) 集落排水事業

##### ① 集落排水処理施設整備概要

集落排水事業は、農漁業集落の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農漁業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備を行い、農水産業の振興を核とした農漁業集落の健全な水循環に資することを目的とし、11地区の農業集落排水処理施設に1地区の漁業集落排水処理施設を合わせた12地区を供用している。

##### ② 令和3年度 建設改良事業の概要

○ 施設整備 47,600千円

坊勢浄化センター耐震診断、委託

##### ③ 集落排水普及状況

(令和3年4月1日現在)

全市人口 (外国人を含む) (人)	処理人口 (人)	水洗化人口 (人)
532,637	9,369	9,126
	人口普及率 (%)	水洗化率 (%)
	1.8	97.4
全市面積 (ha)	計画面積 (ha)	処理面積 (ha)
53,435	263	262

##### ④ 集落排水事業分担金制度

集落排水事業に要する費用の一部に充てるため、集落排水処理施設に汚水を排除しようとする土地の所有者等に建設財源の一部負担を求めている。

###### ア 分担金の額

- ・旧姫路市の農業集落排水処理区域・・・1㎡当たり600円
- ・香寺町の農業集落排水処理区域・・・1㎡当たり500円
- ・漁業集落排水処理区域・・・公共ます1つにつき 122,000円

###### イ 賦課対象者

平成26年4月1日以後に、新たに公共ますを利用して農業集落及び漁業集落排水処理施設に汚水を排除しようとする土地の所有者等

###### ウ 賦課時期

公共ますを設置するときなど

###### エ 納付方法

一括納付のみ

##### ⑤ 集落排水処理施設使用料

公共下水道使用料と同じ

⑥ 集落排水処理施設の概要

(令和3年4月1日現在)

区分	処理施設 地区名	所在地	運転開始 年 月	現在処理 面積(ha)	現在処理 人口(人)	処理能力 m <sup>3</sup> /日平均
農集	上野地区	船津町5274番地4	S63.4	13	545	217
	南山田地区	山田町南山田1338番地22	H7.4	13	361	335
	北山田地区	山田町北山田26番地4	H7.11	8	270	162
	太尾地区	豊富町豊富187番地1	H9.4	12	428	222
	打越・毛野地区	打越1347番地49	H10.11	22	871	554
	牧野地区	山田町牧野502番地3	H11.6	9	356	208
	多田地区	山田町多田518番地	H13.2	17	661	252
	西山田地区	山田町西山田260番地	H14.3	13	463	330
	船津南部地区	船津町4592番地1	H15.3	37	1,258	681
	船津北部地区	船津町1772番地	H17.4	52	1,929	994
	久畑地区	香寺町中村584番地1	H8.2	4	141	73
漁集	坊勢地区	家島町坊勢700番地20	H11.4	63	2,086	1,079
合 計 (12地区)				263	9,369	5,107



## 4 河川事業の概要

### (1) 令和3年度歳入歳出予算（一般会計）

歳 入		(単位：千円)
事 項	金 額	
河川・水路使用料	19,614	
河川占用技術審査手数料及び河川諸証明手数料	919	
都市基盤河川改修事業費補助金（国庫）	64,000	
都市基盤河川改修事業費負担金（県費）	64,000	
ため池治水活用促進事業費補助金（県費）	2,835	
県管理河川排水機場及び潮止水門等管理委託金	74,339	
排水路整備事業費寄附金	2,200	
河川改良事業債	1,009,000	
合 計	1,236,907	

歳 出		(単位：千円)
目	金 額	
河川管理費	326,714	
河川改良費	1,254,400	
合 計	1,581,114	

## (2) 令和3年度主要事業計画

(単位：千円)

事業名	河川名	事業量	事業費
都市基盤河川改修事業	大井川	護岸工 = 110m 橋梁下部工 仮橋工 上部工	199,200
都市排水対策事業	東坂川 等 38河川14ポンプ場	工事 = 1,615m 用地 = 250㎡ ポンプ場整備（除塵機設置、排水ポンプ増設等）	860,200
排水路整備事業	広畑区蒲田地内等 24か所	工事 = 2,240m	195,000
投資的経費 計			1,254,400
人件費、排水機場の管理費等（経常経費）	県受託排水機場5か所、水門等4か所  市管理ポンプ場等76か所の維持管理費  その他経費		326,714
合 計 (前年度当初予算額 2,372,132千円)			1,581,114

## (3) 準用河川及び普通河川指定一覧表

河川名	水系名	指定区間		延長 (m)	指定年月日
		上流端	下流端		
地蔵川	船場川	飾磨区加茂地内	船場川合流点	1,074	50・3・25 第22号
清住川	天川	飾東町清住 "	天川 "	520	55・3・31 第34号
雑郷川	天川	飾東町大釜 "	天川 "	2,041	"
大釜川	天川	飾東町大釜 "	雑郷川 "	238	"
八重畑川	天川	飾東町八重畑 "	天川 "	1,364	"
清水川	天川	飾東町山崎 "	天川 "	902	"
北山川	天川	飾東町志吹 "	天川 "	2,032	"
明田川	八家川	四郷町明田 "	八家川 "	1,121	"
藪田川	市川	豊富町御蔭 "	市川 "	1,260	"
書写川	夢前川	書写(東坂) "	夢前川 "	2,143	"
広畑川	夢前川	汐入川合流点	夢前川 "	2,195	"
笹川	菅生川	打越字池ノ下地内	菅生川 "	1,549	"
太市川	大津茂川	太市中 "	大津茂川 "	1,245	"
穴部川	林田川	林田町山田 "	林田川 "	1,160	"
松原川	単独	飾磨区妻鹿 "	瀬戸内海	1,570	58・6・24 第87号
宮内川	大津茂川	網干区宮内 "	大津茂川合流点	690	"
上原田川	天川	花田町上原田 "	天川 "	1,116	62・12・5 第186号
中島川	野田川	飾磨区中島 "	野田川 "	645	3・8・7 第137号
山田川	市川	山田町北山田 "	平田川 "	1,183	4・8・26 第188号
濠川	船場川	坊主町 "	船場川 "	5,851	7・12・21 第261号
辻井川	夢前川	御立東 "	水尾川 "	2,348	8・8・15 第215号
辻井南川	夢前川	田寺東 "	辻井川 "	1,720	"
堂崎川	単独	家島町宮 "	瀬戸内海	152	54・3・30 第15号
古川	大津茂川	網干区大江島 "	大津茂川合流点	270	21・3・4 第51号
計24河川				34,389	
普通河川	青山川等587河川			514,951	

## (4) 法定河川一覧表

種別	河川名	所在地	指定延長(m)	所轄
一級河川	揖保川	宍粟市一宮町～姫路市	69,736	国土交通省 兵庫県
〃 支川	中川	揖保川分派点～姫路市	3,664	国土交通省
〃 支川	林田川	壺ヶ谷川合流点～揖保川合流点	33,394	国土交通省 兵庫県
〃 小支川	佐見川	林田町奥佐見～林田川合流点	3,100	兵庫県
〃 支川	蟠洞川	余部区下余部～揖保川合流点	1,148	〃
〃 小支川	安志川	安富町安志～林田川合流点	600	〃
〃 小支川	三森川	安富町三森～林田川合流点	1,500	〃
二級河川	天川	飾東町～高砂市	18,720	〃
〃	思出川	飾東町唐端新～天川合流点	3,233	〃
〃	西浜川	高砂市～大塩町	1,941	〃
〃	八家川	四郷町～木場	4,480	〃
〃	市川	朝来市生野町～姫路市	77,554	〃
〃	神谷川	山田町南山田～市川合流点	5,295	〃
〃	平田川	神崎郡福崎町～市川合流点	7,840	〃
〃	野田川	飾磨区上野田～飾磨区中島	3,635	〃
〃	外堀川	北条口～野田川合流点	2,663	〃
〃	船場川	保城～飾磨区細江	11,572	〃
〃	大野川	上大野～船場川合流点	3,948	〃
〃	水尾川	田寺～夢前川合流点	8,850	〃
〃	大井川	今宿～水尾川合流点	4,000	〃
〃	夢前川	夢前町山之内～姫路市	39,667	〃
〃	菅生川	〃 ～夢前川合流点	24,738	〃
〃	汐入川	大津区西土井～勘兵衛町	3,380	〃
〃	西汐入川	勝原区丁～ 〃	5,118	〃
〃	大津茂川	林田町大堤～網干区大江島	18,608	〃
〃	網干川	網干区余子浜～ 〃	1,566	〃
〃	西汐入川放水路	西汐入川分派点～大津茂川合流	323	〃
〃	須加院川	香寺町相坂～市川合流点	5,160	〃
〃	恒屋川	香寺町久畑～市川合流点	9,190	〃
〃	恒屋川放水路	恒屋川分派点～市川合流点	533	〃
〃	矢田部川	香寺町行重～市川合流点	3,690	〃
〃	坪川	夢前町大坪～菅生川合流点	5,180	〃
〃	護持川	夢前町護持～菅生川合流点	3,258	〃
〃	明神川	夢前町神種～夢前川合流点	3,483	〃
〃	西山川	夢前町新庄～夢前川合流点	2,443	〃
〃	寺河内川	夢前町山之内～夢前川合流点	3,796	〃
	36河川		397,006	